

# 泉南市都市計画提案制度の手続き

令和5年4月

泉南市 都市整備部 都市政策課

## ○都市計画提案制度

都市計画提案制度は、地域住民等の都市計画に対する能動的な参加を促進するために、土地所有者やまちづくり NPO 法人等が一定の条件を満たした上で、必要とする都市計画の決定や変更について、地方公共団体（大阪府や市町村）に提案できるというものです。

[都市計画法第 21 条の 2]

## ○提案できる方

- (1) 提案区域内の土地所有者
- (2) 提案区域内の借地権者
- (3) まちづくり活動を目的とする NPO 法人、営利を目的としない法人、都市再生機構、地方住宅供給公社
- (4) まちづくりの推進に関し経験と知識を有するもの（国土交通省令で定める団体）

## ○提案に必要な要件

提案には、次の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 提案する区域が 5,000 m<sup>2</sup>以上のまとまった区域であること
- (2) 都市計画に関する法令上の基準に適合していること
- (3) 提案する区域内の土地所有者等の 3 分の 2 以上の同意があること

## ○提案のできる都市計画

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「都市再開発の方針等」を除いた全ての都市計画について提案できます。

都市計画には、泉南市が定めるものと大阪府が定めるがあります。大阪府が定める都市計画について提案される場合は、大阪府に提出していただきます。

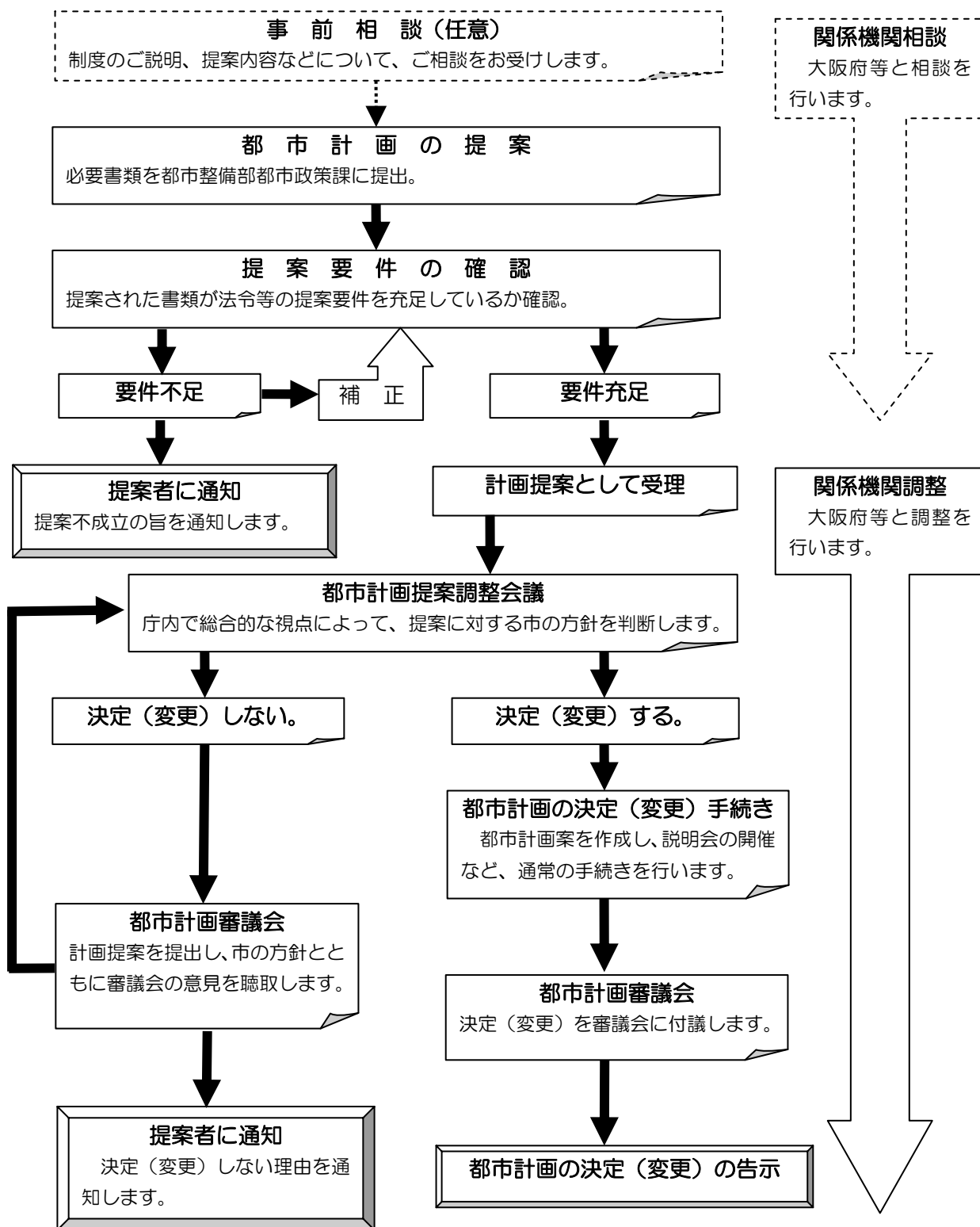
## ○事前相談

都市計画提案制度に基づいて、泉南市に都市計画の提案を検討する際は、手続きを円滑に進めるため、事前相談（任意）にお越しになることをお勧めします。

## 目 次

泉南市都市計画提案制度に関する手続の流れ	1
泉南市都市計画提案手続要綱	2
泉南市都市計画提案調整会議要領	5
都市計画の種類・決定権者一覧	7
事前相談様式	10
提案様式	12

# 泉南市都市計画提案制度に関する手続の流れ



## 泉南市都市計画提案手続要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市計画法（以下「法」という。）第 21 条の 2 の規定に基づく泉南市に対する都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前相談等)

第 2 条 計画提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、手続を円滑に進めるため事前相談に努めるものとする。その場合の相談先は都市整備部都市政策課とする。

2 提案者は、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容等について、土地所有者等の権利者及び周辺住民等へ十分な説明を行い理解を得るよう努めるものとする。

(提案)

第 3 条 泉南市に提案することができる都市計画は、法に規定する市が定める都市計画とする。

(提出書類)

第 4 条 提案者は、次の書類（以下「提案書」という。）を泉南市長に提出するものとする。

(1) 都市計画の素案

イ 都市計画提案書（様式-1）

ロ 計画書（様式-2）

ハ 関係図書（位置図（1/25, 000以上の地形図）、計画図（計画提案の内容がわかる1/2, 500以上の図面）、その他計画提案に関連する図面等）

(2) 同意を得たことを証する書類（以下「同意書」という。）（様式-3）及び、提案する区域の全土地所有者等リスト（様式-4-1）、権利者関係調書（様式-4-2）、公図の写し、登記事項証明書（交付後3ヶ月以内のもの、登記が完了していない場合は、その権利関係を証明する書類を添付する。）

(3) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類として、別表に掲げるもの

(4) 次のうち法第 21 条の 3 に基づく判断のために泉南市が必要と認める資料

イ 周辺の環境等への影響に関する検討資料（様式-6）

ロ 周辺住民等への説明の経緯に関する資料（様式-7）

ハ 大阪府の条例等に基づく環境影響評価に関する資料（条例等に基づく手続が必要な場合に限る）

ニ 計画提案に関する事業計画の概要（様式-8）

ホ その他計画提案の内容の説明に必要なと思われる資料

2 提案者が複数の場合は、代表者を定めることとする。

3 提案者は、事業を行うため当該事業が行われる土地の区域について都市計画の決定又は変更を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書面（様式-9）を、提案書とあわせて泉南市長に提出することができることとする。

(1) 当該事業の着手の予定時期

(2) 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限

(3) (2) の期限を希望する理由

4 3 (2) の期限は、計画提案に係る都市計画の素案の内容に応じて、当該都市計画の決定又は変更に必要な期間を勘案して、相当なものでなければならない。

(同意要件の考え方)

第 5 条 法第 21 条の 2 第 3 項の規定による「3分の2以上の同意」の考え方は、次のとおりとする。

(1) 土地所有者等の権利者については、計画提案の区域内の土地の所有権を有するすべての者及び借地権(建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権)を有するすべての者とする。

(2) 地積については、計画提案の区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積の合計を計画提案の区域全体の総地積とする。(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。)

(3) 前二号において、共有者又は共同借地権者で構成される土地については、土地の所有割合又は借地割合により按分された数を当該土地の同意権利者数及び地積とする。

(提案書の提出等)

第 6 条 提案書の提出先は、都市整備部都市政策課とする。

2 泉南市は計画提案が行なわれたときは、すみやかに法に基づく提案要件の確認を行い、提案要件を満たしている場合は、受付し、提出を受けた都市計画提案書(様式-1)に収受印を押したものの写しを、提案者に郵送若しくは直接通知する。

3 提案要件を満たしていない場合は、泉南市から提案者にその旨を郵送若しくは直接通知(様式-10)し、提案書を返却する。

(泉南市の判断等)

第 7 条 泉南市は提案要件を満たし受付を行ったものについて、関係機関に意見を聴いた上で、「泉南市都市計画提案調整会議」(以下「調整会議」という。)を開催し、都市計画決定又は変更の必要性を総合的に判断するものとする。

(決定手続き)

第 8 条 泉南市は、調整会議において、都市計画の決定又は変更が必要であると判断した場合、提案者の協力を得て都市計画原案を作成し、都市計画法に基づく都市計画決定又は変更の手続きを進めるものとする。

(非決定手続き)

第 9 条 泉南市は、調整会議において、都市計画の決定又は変更が必要でないと判断した場合、泉南市の判断理由を付して泉南市都市計画審議会の意見を聴いた上で、決定又は変更をしない旨及びその理由を提案者に遅滞なく郵送若しくは直接通知(様式-11)する。

(その他)

第 10 条 本要綱に定めのない事項については、必要に応じ別途定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(別表) 必要書類 (第4条 (3) 関係)

		登記事項証明書	土地若しくは建物の規則、会則等のうち必要なもの	会社・法人登記事項証明書 定款、寄付行為、役員名簿	開発行為実績調書(様式・5・1)	誓約書(様式・5・2)
法第21条の2第1項に規定する土地所有者等	個人	●	—	—	—	
	法人等	●	●	—	—	
法第21条の2第2項に規定する法人又は団体	特定非営利活動法人等の営利を目的としない法人	—	●	—	—	
	まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体	—	●	●	●	

- (備考) 1. 必要書類は●に掲げるものとする。  
 2. 登記事項証明書は交付後3ヶ月以内のものとする。

## 泉南市都市計画提案調整会議要領

(趣旨)

第1条 この要領は、泉南市都市計画提案手続要領（平成21年4月1日施行）第7条に規定する泉南市都市計画提案調整会議（以下「調整会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、都市計画法第21条の2の規定に基づいて泉南市に提案された計画提案の内容について検討する。

(組織等)

第3条 調整会議は、座長及び委員をもって組織する。

- (1) 座長は、都市整備部長をもって充てる。
- (2) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 座長は、会務を総括し、調整会議の運営を掌理する。
- (4) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときはあらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決すところによる。

(報告)

第5条 座長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、都市整備部都市政策課に置く。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が調整会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。



別表（第3条関係）

行政経営部	政策推進課長
行政経営部	危機管理課長
成長戦略室	連携戦略課長
市民生活環境部	環境整備課長
市民生活環境部	産業振興課長
都市整備部	道路課長
都市整備部	住宅公園課長
都市整備部	審査指導課長
都市整備部	都市政策課長
都市整備部	下水道課長
農業委員会	事務局長

都市計画の種類・決定権者一覧 **太字** は、泉南市において定められているもの

都市計画の種類		府決定	市決定
1.	<b>都市計画区域の整備・開発及び保全の方針</b>	○	
2.	<b>区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)</b>	○	
3.	都市再開発方針等		
	① 都市再開発の方針	○	
	② <b>住宅市街地の開発整備の方針</b>	○	
	③ 拠点業務市街地の開発整備の方針	○	
	④ 防災再開発の方針	○	
4.	地域地区		
	① <b>用途地域</b> 三大都市圏等		○
	特別用途地区		○
	特定用途制限地域		○
	② 特例容積率適用地区 三大都市圏等	○	
	高層住居誘導地区 三大都市圏等	○	
	③ 高度地区		○
	高度利用地区		○
	④ 特定街区		○
	都市再生特別地区	○	
	⑤ <b>防火地域・準防火地域</b>		○
	特定防災街区整備地区		○
	⑥ 景観地区		○
	⑦ 風致地区		○
	面積10ha以上	※3	○
	その他		○
	⑧ 駐車場整備地区		○
	⑨ 臨港地区		○
	国際戦略港湾、国際拠点港湾	○	
	重要港湾	○	
	その他		○
	緑地保全地域	※3	○
	⑩ <b>特別緑地保全地区</b> 面積10ha以上	※3	○
	その他		○
	緑化地域	※3	○
	⑪ 流通業務地区	○	
	⑫ <b>生産緑地地区</b>		○
	⑬ 伝統的建造物群保存地区		○
	⑭ 航空機騒音障害防止地区・航空機騒音障害防止特別地区	○	
	⑮ 近郊緑地特別保全地区	○	
5.	促進区域		
	① 市街地再開発促進区域		○
	② 土地区画整理促進区域		○
	③ 住宅街区整備促進区域		○
	④ 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域		○
6.	遊休土地転換利用促進地区		○
7.	被災市街地復興推進地域		○

<b>8. 都市施設</b>				
<b>(1) 交通施設</b>				
道路				
①	一般国道		○	
	府道		○	
	その他道路		○	
	自動車専用道路	高速自動車国道		○
		阪神高速道路		○
その他			○	
② 都市高速鉄道		○		
③ 駐車場			○	
④ 自動車ターミナル			○	
⑤ 空港	拠点空港・地方管理空港		○	
	その他		○	
⑥ その他交通施設			○	
<b>(2) 公共空地</b>				
① 公園	面積10ha以上(国・府が設置)		○	
	その他		○	
② 緑地	面積10ha以上(国・府が設置)		○	
	その他		○	
③ 広場	面積10ha以上(国・府が設置)		○	
	その他		○	
④ 墓園	面積10ha以上(国・府が設置)		○	
	その他		○	
⑤ その他公共空地			○	
<b>(3) 供給施設</b>				
① 水道	水道用水供給事業		○	
	その他		○	
② 電気・ガス供給施設			○	
③ 地域冷暖房施設			○	
<b>(4) 処理施設</b>				
下水道				
①	公共下水道	排水区域が二以上の市町村の区域	○	
		その他	○	
	流域下水道		○	
	その他		○	
② 汚物処理場	、ごみ焼却場、ごみ処理場		○	
③ その他処理施設	産業廃棄物処理施設		○	
	その他		○	
<b>(5) 水路</b>				
① 河川	一級河川		○	
	二級河川		○	
	準用河川		○	
② 運河			○	

(6) 教育文化施設			
① 学校	大学・高等専門学校		○
	その他		○
② その他の教育文化施設			○
(7) 医療施設			○
(8) 社会福祉施設			○
(9) 市場			○
(10) と畜場			○
(11) 火葬場			○
(12) 一団の住宅施設			○
(13) 一団の官公庁施設		○	
(14) 流通業務団地		○	
(15) 電気通信事業用施設			○
(16) 防風・防火・防水・防雪及び防砂施設			○
(17) 防潮施設			○
9. 市街地開発事業			
① 土地区画整理事業	国・府が施行する面積50ha超	○	
	その他		○
② 新住宅市街地開発事業		○	
③ 工業団地造成事業		○	
④ 市街地再開発事業	国・府が施行する面積3ha超	○	
	その他		○
⑤ 新都市基盤整備事業		○	
⑥ 住宅街区整備事業	国・府が施行する面積20ha超	○	
	その他		○
⑦ 防災街区整備事業	国・府が施行する面積3ha超	○	
	その他		○
10. 市街地開発事業等の予定区域			
① 新住宅市街地開発事業の予定区域		○	
② 工業団地造成事業の予定区域		○	
③ 新都市基盤整備事業の予定区域		○	
④ 面積20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域		○	
⑤ 一団地の官公庁施設の予定区域		○	
⑥ 流通業務団地の予定区域		○	
11. 地区計画等			
① 地区計画			○
② 防災街区整備地区計画			○
③ 歴史的風致維持向上地区計画			○
④ 沿道地区計画			○
⑤ 集落地区計画			○

※3 二以上の市町村の区域にわたるもの

## 都市計画の提案に関する相談カード

相談日：令和 年 月 日

都市計画の提案に関する相談をご希望の方は、下記の項目を記入し、事前に電話連絡の上、泉南市都市整備部都市政策課（市役所別館 2 階、Tel072-483-9973）までお越しください。

3. の項目については、都市政策課の窓口で確認することができます。

1. あなたの氏名、住所、電話番号を教えてください。

氏名		電話番号	—	—
住所				

2. ご相談の土地について教えてください。（図面があればご持参ください。）

場所				
面積	ha	土地所有者数	人	

3. ご相談の土地の都市計画内容をご確認の上、ご記入ください。（カッコ内は該当するものに○を付けてください。）

区域区分	（ 市街化区域 、 市街化調整区域 ）			
用途地域	（ 第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、 第 2 種住居地域、 準住居地域、 近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域、 工業地域、 工業専用地域 ）			
建ぺい率	%	容積率	%	
高度地区	（ 最高限度 、 最低限度 ）			第 種
その他、都市施設（道路、公園等）や地区計画など				

4. ご相談の内容をご記入ください。

--

参考-2

提案制度相談メモ

日 時	令和	年	月	日 ( )	午前・午後	時	分
対 応 者							
相談者氏名	TEL - -						
相談場所							
都市計画等の指定状況							
面積	ha		土地所有者数			人	
提案しようとする理由							
提案しようとする都市計画の内容							
区域内の土地所有者等及び周辺住民等の状況							
対 応							
そ の 他							

(様式－1)

令和 年 月 日

## 都市計画提案書

泉南市長 様

提案者 住所 ○○ ○○  
団体名 ○○○又は  
氏名 ○○ ○○  
連絡先 ○○○

都市計画法第21条の2第1項の規定により、下記のとおり都市計画の  
{ 決定 ・ 変更 } について提案します。

### 記

提案する都市計画

- (1) 都市計画の種類
  
- (2) 都市計画の目的
  
- (3) 提案する区域等
  - ①位置
  - ②面積
  
- (4) 都市計画の内容  
例) 別紙のとおり(様式－2:項目5)

(様式—2)

## 計画書

### 都市計画提案に関する計画書

#### 1. 都市計画の種類

例) 南部大阪都市計画地区計画

例) 南部大阪都市計画公園

#### 2. 都市計画の目的

例) 昭和初期に開発された戸建て住宅の住環境を保全し、良好な住宅地として維持・増進を図る。

例) 泉南市〇〇において当社工場跡地の土地利用を商業施設・中高層分譲住宅へと転換し、都市機能を補完する都市拠点の形成を図る。

#### 3. 提案する区域等

例) (1) 位置 例) 大阪府泉南市〇〇 〇〇番〇

(2) 面積 例) 〇〇, 〇〇〇㎡

#### 4. 都市計画提案が必要な理由

例) 閑静で良好な住宅地としての住環境の維持・保全を図るため。

例) 当社工場跡地の土地利用を商業施設・中高層分譲住宅へと転換するに際して、容積率の緩和が必要となるため。

#### 5. 都市計画の内容 (位置図 (1/25, 000以上の地形図)、計画図 (提案の内容がわかる1/2, 500以上の図面) を添付)

例) (1) 地区計画の決定

地区名称	決定する位置	決定内容
例) 〇〇地区 地区計画	例) 決定する位置は別紙の通り	例) 土地利用は、戸建住宅のみ 例) 最低敷地面積 〇〇㎡

例) (2) 道路の決定

名 称	決定する位置	決定内容
例) 〇〇〇〇線	例) 決定する位置は別紙の通り	例) 道路の幅員 〇〇m 例) 道路の延長 〇〇〇m

例) (3) 公園の変更

名 称	変更前	変更後
例) 〇〇〇公園	例) 〇〇ha	△△ha

注) 提案する都市計画のすべてについて、記入してください。



(様式－3)

## 同 意 書

都市計画法第21条の2第3項第2号の規定に基づき、以下の都市計画の提案について同意します。

(提案者が複数の場合) また、本提案に係る代表者を、〇〇 〇〇とすることに同意します。

令和 年 月 日

住 所  
氏 名又は団体名

### ○提案する都市計画

(1) 都市計画の種類

(2) 都市計画の目的

(3) 提案する区域等

- ①位置
- ②面積

### ○権利を有する土地の表示

地 番	地 目	地 積	関係権利の種類	摘 要
泉南市 〇〇 〇〇番〇		m <sup>2</sup>	例) 土地所有権、建物所有権等	

注1) 提案者が複数の場合は、代表者の選定についても同意すること。

注2) 登記が終了していない場合は、その権利関係を証明する書類を添付すること。

注3) 同意する本人の本人確認書類(写)を添付すること。

本人確認書類: 運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等で同意の際、有効なもの。

(様式-4-1)

提案する区域の全土地所有者等リスト

地権者 リスト番号	権利を有する 土地の地番	面積 (㎡)	氏 名	住 所	権利者関係 の種別	共有持分 有無	按 分 比 率	同意の 状 況	備考
第〇〇番	泉南市〇〇 〇〇番〇				例) 土地所有者、 建物所有者等	有・無			
						有・無			
						有・無			
						有・無			
						有・無			
						有・無			
						有・無			
						有・無			
						有・無			

注1) 公図の写し、登記事項証明書(交付後3ヶ月以内のもの、登記が完了していない場合はその権利関係を証明する書類)を添付すること。

(様式-4-2)

権利者関係調書

1. 都市計画提案区域内の権利者集計表

種 別	権 利 者 数	面 積
土 地 所 有 者	人	m <sup>2</sup>
借 地 権 者	人	m <sup>2</sup>
合 計 ( A )	人	m <sup>2</sup>

2. 同意者集計表

	権 利 者 数 (同意者のみ)	面 積 (同意者のみ)
土 地 所 有 者	人	m <sup>2</sup>
借 地 権 者	人	m <sup>2</sup>
合 計 ( B )	人	m <sup>2</sup>

3. 同意率

種 別	権 利 者 数	面 積
同 意 率 ( B / A )	%	%

備考) 同意率については、法定要件である「3分の2以上」=66.7%以上を満たすかどうかを確認してください。

(様式-5-1)

令和 年 月 日

### 開発行為実績調書

当団体が行った都市計画法施行規則第13条の3第1号に該当する開発行為は以下のとおりです。

開発行為の根拠法令	添付書類
<input type="checkbox"/> 都市計画法第29条第1項	・都市計画法第47条に基づく開発登録簿の写し ・開発行為許可申請書、開発行為許可証及び開発行為に関する工事の検査済証の写し
<input type="checkbox"/> 都市計画法第29条第1項第 号  ・事業名 ( 事業)  ・区域面積 ( ha)	・事業の施行、完了について、認可、承認を受けたこと又は公有水面の埋立て、竣功について、免許、認可を受けたことを証する書面の写し

注) 過去10年間に実績のある開発行為(0.5ha以上のものに限る)について、該当するものにチェックし、必要事項を記入の上、書類を添付すること。

(様式－５－２)

## 誓 約 書

当団体の役員に、都市計画法施行規則第13条の3第2号イロハニのいずれかに該当する者がいないことを誓約します。

令和 年 月 日

住所

団体名

代表者名  
(署名又は記名・押印)

(参考) 都市計画法施行規則

(まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体)

第13条の3

法第21条の2第2項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 次のいずれかに該当する団体であること。

イ 過去10年間に法第29条第1項の規定による許可を受けて開発行為（開発区域の面積が0.5ヘクタール以上のものに限る。）を行ったことがあること。

ロ 過去十年間に法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為（開発行為の面積が0.5ヘクタール以上のものに限る。）を行ったことがあること。

二 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。同法第31条第7項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 精神の機能の障害により計画提案を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(様式－6)

令和 年 月 日

周辺の環境等への影響に関する検討資料

項 目	検討・配慮された内容についての記述
例) 交通量、騒音、振動、日影、電波障害など (検討された項目ごとに記述してください)	

(様式－7)

令和 年 月 日

周辺住民等への説明の経緯に関する資料

1. 説明会等の開催状況

	日	時	場	所	参加人数	備	考
第 回							
第 回							
第 回							

2. 説明会周知の内容

(1) 周知先

(2) 周知方法

3. 参加者 (別添可)

氏	名	住	所

4. 参加者の主な意見

5. その他

説明会等で使用した資料を1部添付してください。

\* 別様式でも構いません。



(様式－８)

令和 年 月 日

### 都市計画提案に関する事業計画の概要

#### 都市計画提案の要因となる事業計画

##### 1. 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要

###### (1) 建築物の建築面積等

番号	用途	敷地面積	建築面積 (建蔽率)	延べ床面積 (容積率)	構造	階数	高さ	備考
1	例) 事務所							
2	店舗							
3	共同住宅							
合計								

上記の内容がわかる配置図を添付してください。

注1) 「番号」の欄には、添付する配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください。

注2) 既存建築物には番号に○印を記入してください。

注3) 「用途」の欄には建築基準法施行規則別紙の「建築物又は建築物の部分の用途の区分」に基づき記入してください。

注4) 「構造」の欄には、「鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・その他」の別を記入してください。

注5) 「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。

##### 2. 公共施設の種類及び規模

〔公共施設番号〕	
〔公共施設の種類〕	例) 道路・公園・下水道
〔公共施設の規模〕	例) 道路 (1号 幅員 16~12m 延長 250m 公園 (3ヶ所 計 2,700 m <sup>2</sup> )

上記の内容がわかる配置図を添付してください。

注1) 「公共施設番号」欄には、添付する配置図において公共施設ごとに付した番号を記入してください。

注2) すべての整備する公共施設について公共施設ごとに作成してください。

注3) 「公共施設の規模」の欄には、公共施設の規模を種類に応じて適宜記入してください。

(様式－9)

令和 年 月 日

都市計画提案に関する事業の予定時期等について

1	当該事業の 着手の予定時期	
2	計画提案に係る 都市計画の決定又は 変更を希望する期限	
3	2の期限を 希望する理由	

※ 参考資料として、事業スケジュール案を添付すること

(様式－１０)

泉南都政第 号  
令和 年 月 日

様

泉南市都市整備部  
都市政策課長

提案書の返却について（通知）

令和 年 月 日に泉南市へ提出された都市計画の（ 決定 ・ 変更 ）  
の提案書は、下記の理由により返却いたします。

記

（理由）

(様式－ 1 1)

泉南都政第 号  
令和 年 月 日

氏 名〇〇 〇〇 様

泉 南 市 長

都市計画提案について（通知）

令和 年 月 日付け南部大阪都市計画〇〇の都市計画法第 2 1 条の 2 第 1 項の規定に基づく都市計画提案について、同法第 2 1 条の 5 第 1 項の規定により、下記理由により都市計画 { 決定 ・ 変更 } をする必要がないと判断しましたので通知します。

記

（{ 決定 ・ 変更 } をする必要がないと判断した理由）